

基本的考え方

- 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(H20.4公益認定等委員会)は、公益認定に係る審査基準であり、審査の基本的な考え方を示すもの。しかし、行政庁の判断を縛るような具体的な記述は少なく、合議制機関が柔軟に解釈することを期待。

➡ 見直しの必要性(※)も生じている。

※

- 各種判断事例が蓄積する中、裁量の幅は狭まっている(裁量について争う行政訴訟も提起されており、ガイドライン等への不記載が議論となっている)
- 先例が体系的に公開されておらず、行政庁によって判断が異なるといった批判も生じている
- 「FAQ」や「記入の手引き」において、実質的な法令解釈等が打ち出されており、利用者にとってどこを見ればよいか分かりづらく責任の所在もあいまいになっている
- 事前審査の観点に重点が置かれ、認定後の公益法人に係る規範の記述が少ない

- 財務規律やガバナンス等について法令改正に伴う見直しを行うにとどまらず、「予見可能性の向上」「認定等に関する行政の判断のブレやばらつきの抑制」とともに、「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」が求められていることも踏まえ、**ガイドラインを抜本的に見直す方向で検討**。

見直しの方向性(1) - ガイドラインの「位置付け」

- 行政庁及び合議制機関は、特段の事情がない場合には、ガイドラインに沿った取扱いをすることを明記(法令の規定及びその趣旨を踏まえ、かつ、個別の事情に応じて、又は、社会経済情勢の変化を踏まえ、ガイドラインとは別の取扱いをすることができることも明確化した上で)。
- 公益法人が業務を行うに当たり参考にすべき指針／公益法人の活動をチェックする国民の物差しとして利用されることを想定したものを目指す。
- 新たな判断が行われた場合には、適宜ガイドラインを改訂。

見直しの方向性(2) - ガイドラインの「内容」

- 制度趣旨を記載しつつ、判断事例を踏まえた分かりやすい基準を示す。具体的な判断基準を示すことが難しい場合であっても、考慮要素を示す。
- 公益目的事業や公益法人は多種多様であることを踏まえ、多様性に応じたものとする(チェックポイントの事業タイプの追加)。
- FAQや定期提出書類の様式等において定められていることも含め、ガイドラインにできる限り一元的に記載。

⇒制度全体の見直しと歩調を合わせる必要があることから、令和7年4月施行を目指し、法律改正により制度改革の骨子が固まってから改訂作業開始。

(法改正までの間も、必要な情報収集や関係者との意見交換を行い、可能な範囲で論点整理を行う。)

- 公益性の判断基準の明確化、申請書の記載事項の明確化、変更認定事項の届出事項への見直しを一体的に進める

現行制度

(1) 以下の場合 → **変更認定**

- ア 公益目的事業を行う都道府県の区域等の変更（基本、行政庁変更に係るもの）
- イ 公益目的事業の種類又は内容の変更
- ウ 収益事業等の内容の変更

(2) イ及びウのうち申請書記載事項の変更を伴わないもの → **届出**

公益性の判断についての基本的考え方

公益目的事業 = 1) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、2) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（認定法2条4号）

- 1) **別表各号該当性**：法人が定款・申請書に記載する事業が、別表の目的に寄与するか＆目的を達成するための合理的な手段といえるか。
- 2) **不特定多数の利益の増進への寄与**：ガイドライン（チェックポイント）の記載事項が公益性の判断に影響する要素。基本的な考えは、①事業目的の公益性、②事業の合目的性（ア.受益の機会の公開、イ.事業の質を確保するための方策、ウ.審査・選考の公正性の確保等）に集約される。

<公益性の判断に影響する要素の検討手法>

- 上記②「事業の合目的性」を要素ごとに細分化（例：公平性、専門性、公開性、市場補完性等）。

- 事業類型ごとに基礎となる考えを示す（例：奨学金事業では、事業の合目的性の検討にあたり、事業の安定性、特定の拠出者の利益に留まらない利益であることも考慮されること、等）。

⇒ 事業の公益性に実質的に大きな影響を与えないものを抽出し、ガイドライン/申請書記載事項に反映。

変更認定事項/届出事項の判断基準明確化に向けた課題

- 法律上、収益事業等の内容の変更についても変更認定が必要。
- 公益目的事業の種類又は内容の変更であって、申請書記載事項の変更にあたる場合の基準が明確ではない（申請書の記載事項を基に合議制機関で公益目的事業該当性を判断するため、「記入の手引き」では事業の概要について具体的な記述を求めているが、記載の粒度は法人によって異なる。）。
- ガイドラインには、17類型以外の事業について、事業特性に応じた公益性判断のためのチェックポイントがない（チェックポイントに示された以外の事項に着目して公益性を判断している例もある。）。

検討の方向性

- 事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない変更であって、かつ、事後の監督手段で是正しようと想定されるものは、届出事項とする。

・ 収益事業等の変更（追加、内容変更、廃止、再編）は、法律上届出事項へ

- ・ 公益目的事業の種類及び内容の変更のうち、事業の一部廃止、内容に変更のない事業再編など 典型的に整理できるものは、府令上届出事項へ

- ・ ガイドラインにおいて、各事業類型における一定範囲の変更について、届出事項とすることを検討（典型的な包括承認のイメージ）。

- ・ 客観的な基準として「申請書記載事項の変更」を変更認定事項/届出事項の分かれ目として維持しつつ、記載事項を明確化（申請書は公益性に実質的に大きな影響を与える「必須記載事項」とそれ以外の「任意記載事項」とに分け、必須記載事項以外での変更は届出事項とする方向で検討。）。

- ある程度まとまりある事業類型や過去の判断事例を踏まえた事業横断の視点をガイドラインの見直しに反映。